

7. 輸入手続関係

事項名(所管省庁)	番号	対策本部決定 各所管省庁における当初の対処方針	現状	委員からの質問・意見	所管省庁コメント	備考
1. 通関、防疫、検疫等						
(1) 処理システム						
3 (税関システムと各検疫等システムのインターフェイス化)	大通(厚)(農) 31101 31102 31110 31111 31703 40702 41102 41701	厚生省と農林水産省のシステムと税関のNACCS(通関情報処理システム)とのインターフェイス化により、具体的にどのような手続きが簡略化できるのか関係者に十分情報提供する。	厚生省の輸入食品監視支援システム(FAINS)、農林水産省の動物検疫検査手続電算処理システム(ANIPAS)及び植物検査手続電算処理システム(PQ-NETWORK)と税関の通関情報処理システム(NACCS)とのインターフェイス化については、平成9年2月に厚生省の電算システムと、同年4月に農林水産省の電算システムとの間で実現した。平成8年10～11月にかけて、厚生省と税関との間の、平成9年2～3月、農林水産省と税関との間のインターフェイス化について、共同で関係者に対する説明会を実施し、諸外国への紹介等も含め、広報に努めた。	左記に加え、外国為替及び外国貿易管理法に基づく手続についてもインターフェイス化を実施すべきである。	通産省が開発を進めている外為法に基づく手続を行うシステムとNACCSとの連携を図るため、平成9年8月、輸入手続等ED化検討会、及び「同作業部会」を発足し、具体的検討を行っている。[大蔵省] 通商産業省の外国為替及び外国貿易法関連手続のEDシステムと税関の通関情報処理システム(NACCS)とのインターフェイス化については、平成11年度までを目途に、実現を目指している。[通産省]	
(2) 体制強化						
5 (検疫所への指導の徹底)	厚 00103	輸入食品の検疫について、検疫所間で差異が起こらないよう指導する。	輸入食品監視業務担当者会議及び検疫所業務地区別ブロック別会議において、同一の食品について検疫所間の取扱に差異が生じないように毎年度指導を行っている。	毎年度における指導の具体的成果いかん。	輸入食品監視業務担当者会議及び検疫所業務地区別ブロック会議において、検疫所毎に対応の違いが生じないように、毎年、指導伝達しており、現在では各検疫所においての差異は生じていないものと考えている。	

7.輸入手続関係

事項名(所管省庁)	番号	対策本部決定 各所管省庁における当初の対処方針	現状	委員からの質問・意見	所管省庁コメント	備考
6 (法令手続機 大厚 関の集約化) 農	40702	今後、既存港の整備や新港の開設等がなされる場合には、法令手続機関は一か所に集約することを前向きに検討する。	今後とも前向きに検討する。	具体的検討状況いかん。また、関係省庁による協議機関は存在するか。	現在、既存港の整備と新港の開設等の予定はないが、具体的に事例があれば前向きに検討したい。[厚生省]	
(4)手続の迅速・簡素化						
5 (無償修理後 大 の再輸入)	00304	通関手続について、申告者に求める書類は必要不可欠なものに限るよう改めて周知する。	平成5年4月、左記措置を実施。	左記措置により提出不要となった書類は具体的に存在するか。	当初の輸入許可書及びインボイスの提出を不要とした。	
8 (通産省用イン ボイス) 通	40701	インボイス提出義務の見直しについて、平成9年度を目途として結論を得るべく前向きに検討する。	平成12年度を目途に提出義務の軽減を図ることとし、その実現に向けた準備を進める。	提出義務の軽減の具体的内容いかん。	具体的な結論を得るに至っていないが、NACCS(通関情報処理システム)などの電子システムの利用や手続きの在り方について、法的・技術的観点及び事業者等の負担軽減の観点から検討を進めている。	

7.輸入手続関係

事項名(所管省庁)	番号	対策本部決定・各所管省庁における当初の対処方針	現状	委員からの質問・意見	所管省庁コメント	備考
3.その他税制関係						
3 (消費税の事後調査) 大	20702	事後調査において申告者に求める書類については、今後とも必要不可欠なものに限るとの方針で対処する。	適正・公平な課税を確保するためには事後調査において申告者にある程度の事務負担が生じることはやむを得ないと考えられるが、申告者の事務負担を考慮し、事後調査において申告者に求める書類等については、必要不可欠なものに限ることとし、事後調査担当者を対象とした会議等の機会ある毎に、措置内容の周知・徹底を図っている。	左記措置により提出不要となった書類は具体的に存在するか。	調査の対象となる書類等が電子データ保存されている場合はその活用を図るとともに、調査対象とする取引及び調査品目をあらかじめ特定して行う調査を実施するなど、申告者に求める書類等について申告者の事務負担を考慮した対応をしている。	